

## Q & A

No	質問	回答
1	既に吹付けアスベストを除去しましたが、補助の申請をすることはできますか。	できません。補助の対象となるのは、除去等を行う前の申請のみです。
2	自分で吹付けアスベストを除去しても補助の対象となりますか。	補助の対象とはなりますが、吹付けアスベストは有資格者でなければ除去することができません。 なお、適正に撤去・処分を行っていないものは、補助の対象となりません。
3	以前公共建築物だったものに吹付けアスベストがあった場合も補助の対象となりますか。	公共建築物又は公共建築物であったものは、補助の対象となりません。市内にある民間建築物のみが補助の対象となります。
4	建築物の所有者が共有名義となっている場合は、他の所有者の同意書の添付は必要ですか。	同意書の添付は不要ですが、申請者において他の所有者や権利者の同意を取っておいてください。
5	建築物に抵当権等の他の権利がある場合は、その権利者の同意書の添付は必要ですか。	なお、所有者や権利者に関するトラブルが発生しても、市では対応いたしません。
6	建築物の所有者が亡くなっており、相続者が複数存在する場合において、相続者の1人が申請を行うものについては、他の相続者の同意書、戸籍、相続関係図の添付は必要ですか。	戸籍の写しの添付は必要です。(相続者の一人であることがわかるもの) 相続関係図の添付は不要ですが、相続が複雑な場合は、できるだけ添付してください。 同意書の添付は不要ですが、申請者が自己の責任において他の相続者の同意を取っておいてください。 なお、相続者に関するトラブルが発生しても、市では対

## Q & A

		応いたしません。
7	申請書に添付する補助対象者であることを証する書類とは何ですか。	建築物の所有者である場合は、建築物の登記簿謄本となります。仮に未登記である場合は、固定資産税課税明細書（所有者欄）でも良いです。建築物の売買は終わっているが登記の変更がまだの場合は、登記簿謄本と売買契約書の写しとなります。 建築物の相続者である場合は、建築物の登記簿謄本に加え、相続者であることが確認できる戸籍等の写しとなります。相続関係図はできるだけ添付してください。
8	吹付けアスベスト除去等の工事業者は、申請者になれるか。	工事業者は申請者にはなれません。建築物の所有者か相続者に限定しています。
9	申請者に代わって、除去等の工事業者が申請書の提出と、通知書の受け取りを行うことはできますか。	できます。 ただし、補助金は申請者の口座に振り込みます。
10	対象となる吹付けアスベストには何がありますか。	「吹付けアスベスト」又は「アスベスト含有吹付けロックウール」で、その含有する石綿の重量が当該建築建材の重量の0.1%を超えるものが補助の対象となります。 それ以外の「アスベスト含有建材」、「吹付けパーミキュライト」、「吹付けパーライト」、「石綿含有仕上塗材」などは、補助の対象となりません。
11	吹付けアスベスト除去後は、建築物を解体しなければなりませんか。	当該補助は、吹付けアスベストの除去等における補助制度であるため、解体をしなくても補助を受けることはで

## Q&A

		きます。
12	囲い込みも補助の対象となりますか。	補助の対象となります。 除去、封じ込め、囲い込みが補助の対象となります。
13	アスベスト含有調査も補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。
14	昨年度すでにアスベスト含有調査を行ったものについて、今年度除去等を行うものは、補助の対象となりますか。	補助の対象となります。
15	吹付けられているものにアスベストが含有されているかどうかわかりませんが、含有されているものとして除去等した場合でも補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。 建築物石綿含有建材調査者が調査し、吹付けアスベスト等が含有されていることが確認できたものでなければ、補助の対象となりません。
16	建築物内に使用されている吹付けアスベストの一部を除去する場合でも、補助の対象となりますか。	一部の除去は、補助の対象となりません。建築物内の全ての吹付けアスベストの除去等が対象となります。 また、敷地内にある他の建築物内にも吹付けアスベストがある場合は、それも除去等を行うことが補助条件となっております。 なお、No.10 にありますアスベスト含有建材等は残してもかまいません。
17	吹付けアスベストを半分除去し、残り半分を囲い込む場合も補助の対象となりますか。	補助の対象となります。
18	吹付けアスベストを除去するために、天井材の撤去と復	天井材等の撤去と復旧は、補助の対象となりません。

## Q&A

	旧を行います、それも補助の対象となりますか。	ただし、吹付けアスベスト除去等における仮設工事は、補助の対象となります。
19	屋外に使用されている吹付けアスベストの除去等も補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。屋内のみです。外壁がない等の開放的な建築物においても、屋内的用途とみなされる部分は、補助の対象となります。
20	吹付けアスベストを除去した後は、そのままの状態でも補助の対象となりますか。	そのままの状態では、補助の対象となりません。 吹付けアスベストを除去した後に耐火被覆を講じたものが補助の対象です。 ただし、除去後に建築物を使用せず、補助を受けた年度の次年度までに解体を開始するものについては、耐火被覆を講じなくても補助の対象となります。 なお、耐火被覆の施工費は 補助の対象となります。
21	昨年度に補助を受けず吹付けアスベストを除去し、今年度に耐火被覆を行います、耐火被覆の工事のみも補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。吹付けアスベストの除去の補助を受ける場合にのみ耐火被覆も補助の対象となります。
22	敷地内に吹付けアスベストが使用されている建築物が2棟あり、そのうち1棟は吹付けアスベストの除去等を行います、残り1棟は除去等をせずそのままでも補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。 敷地内にある全ての建築物について、吹付けアスベストを除去等する場合に限り、補助の対象となります。
23	敷地内に吹付けアスベストが使用されている建築物が2棟あり、2棟とも除去等を行う場合は、2件分の申請と	2件分の申請とはなりません。1件分の申請となります。 (1敷地1申請)

## Q&A

	なりますか。	
24	敷地内に吹付けアスベストが使用されている建築物が2棟あり、2棟とも除去等を行います。補助の申請は1棟分の申請でも良いですか。	良いです。
25	今年度に吹付けアスベストの囲い込みを行い、数年後に除去する予定ですが、両方とも補助の対象となりますか。	今年度に行う囲い込みは補助の対象となりますが、数年後の除去は補助の対象となりません。(1敷地1申請) また、この補助制度には期限がありますので、期限を過ぎたものも補助の対象となりません。
26	数年前に補助を受けず吹付けアスベストの囲い込みを行い、今年度に吹付けアスベストの除去を行います。数年前の囲い込みと今年度の除去は、両方とも補助の対象となりますか。	今年度に行う除去は補助の対象となりますが、数年前の囲い込みは補助の対象となりません。なお、除去にあたり、数年前に設置した囲い込み材の撤去は、補助の対象となりません。
27	交付申請書に添付する吹付けアスベスト等の除去等の工事着工前の写真とは何でしょうか。	建築物全体の外観(1~2枚)、 吹付けアスベスト使用室ごとの全体写真(1~2枚)、 同接写(1~2枚) などを添付してください。
28	実績報告書に添付する吹付けアスベスト除去等の工事期間中及び工事完了後の写真とは何でしょうか。	工事期間中とは、 更衣室・洗身室・前室を含む仮設の写真(1~2枚)、 除去・封じ込め・囲い込み中の写真(2~3枚)、 除去等者の防護状況の写真(1~2枚)、 工事完了後とは、

## Q&A

		撤去等後の使用室ごとの全体写真（1～2枚）、 同接写（1～2枚）、 処分業者へのアスベスト搬入状況の写真（1～2枚） などを添付してください。
29	実績報告書に添付するマニフェストE票の写しは、除去等の工事に係る部分の全てのを添付しなければなりませんか。	アスベストに関する部分を全てを添付してください。
30	除去等は年度内に完了しましたが、実績報告書に添付すべきマニフェストE票が返ってきておらず、年度内に間に合いません。	申請年度内にマニフェストE票が返ってこないために写しを添付できない場合は、B2票又はD票の写しを添付してください。 ただし、次年度にマニフェストE票が返ってき次第、写しをすみやかに提出してください。
31	建築物の構造等に条件がありますか。	敷地、用途、規模、構造の条件はありません。また、空き家も補助の対象となります。 ただし、吹付けアスベスト等が法令上使用禁止となった以降に違法に施工されたものについては、補助の対象となりません。
32	市外の工事業者でも補助の対象となりますか。	補助の対象となります。
33	除去等の工事を2ヵ年かけて行う場合も補助の対象となりますか。	2ヵ年かける工事は、補助の対象となりません。 申請年度中に完了するものが補助の対象です。
34	除去等の工事が完了した後に、市による現場確認（検査）	現場確認（検査）を行います。

## Q&A

	がありますか。	なお、現場の状況により、天井を復旧した後等では検査できない場合においては、実績報告書提出前に検査を行うこともできます。その場合は必ず事前に建築住宅課にご連絡ください。
35	建築物の解体に併せ、吹付けアスベストの除去も行いますが、解体の補助と除去の補助の両方を受けることは可能ですか。	原則、他の同種の補助との併用は不可ですが、解体の補助対象額に吹付けアスベストの除去費を含めなければ併用可能です。(重複しなければ可)
36	建築主と除去施工者との契約日の指定はありますか。	吹付けアスベスト除去等の契約は、市からの交付決定受理後としてください。 なお、アスベスト含有調査の契約は、交付申請日より前になります。